

伊万里市緑のまちづくり推進交付金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、脱炭素につながる快適な暮らしの実現に向けた市民の取組を促進するとともに、緑豊かで魅力あふれる美しいまちづくりを推進するため、緑地空間の創出と環境の保全を積極的に進める団体等に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる者は、公共用地又は不特定多数の人が支障なく鑑賞できる用地であり、かつ、その用地の所有者又は管理者から承諾を得ている場所に樹木若しくは花苗を植栽し、又は花壇等を設置する公共的団体（福祉団体、教育団体、地域活動団体その他市民を構成員とする任意団体で、公益性を有するもの又は営利を目的としないものをいう。）とする。

(交付対象経費等)

第3条 交付対象経費（消費税及び地方消費税を含む）、交付率及び交付限度額は、次の表のとおりとする。

交付対象経費	交付率	交付限度額
花の種、苗、資材購入費、廃棄物処分費、燃料費等	交付対象経費の10分の10	10万円

- 前項の規定により算出した交付金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 国、県、市及びその他の団体の補助制度と併用する場合は、交付対象経費の額から当該補助制度で受ける補助金等の額を控除するものとする。
- 交付金の申請回数は、1団体当たり1回までとする。

5 対象となる事業は、新規に実施するもの又は既存の事業を拡大するものに限る。

(交付申請)

第4条 交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、伊万里市緑のまちづくり推進交付金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に要する経費の内訳がわかる書類
- (2) 位置図
- (3) 事業着手前の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による交付金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 設置した花木等を適正に管理すること。
- (3) 事業を実施した内容を地域の広報紙、集会等での報告、SNS等の方法により広く周知すること。

(実績報告等)

第6条 規則第6条に規定する通知を受けた申請者は、交付申請日の属する年度の3月31日までに事業を完了することとし、完了の日から30日以内又は交付申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、伊万里市緑のまちづくり推進交付金実績報告書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施に要した経費に係る領収書及び内訳の分かる書類
- (2) 施工後の写真
- (3) 事業を周知した事実が分かる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。